

任意帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成の対象者が変わります！

令和5年1月から開始した任意帯状疱疹ワクチン予防接種費用の助成について、令和9年度から対象者を下記のとおり変更いたしますので、希望される方は今年度中に予防接種を実施してください。

助成対象者の変更

令和9年3月まで	令和9年4月から
50歳以上の方	50歳以上64歳以下の方

本予防接種は2か月以上の間隔をあけて2回接種が必要となるため、遅くとも令和9年1月までに1度目の接種をする必要がありますのでご注意ください。

なお、65歳の方及び70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳の方（年度内到達年齢）は、当該年度内において定期の予防接種としての接種が可能です。（町の予診票が必要となります。）

※令和11年度までの経過措置

任意肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成の廃止について

平成24年度から実施している肺炎球菌ワクチン予防接種の費用助成は、令和8年度から定期予防接種で使用するワクチンが、1回の接種で長期間の免疫効果が期待できるものに変更されることに伴い、令和8年度をもって終了します。

今後、定期予防接種を受けられる機会は、65歳を迎えてから1年間となります。接種を希望する方は、接種の機会を逃すことのないよう、対象となる時期に早めに接種をご検討ください。

令和10年3月までの経過措置費用助成の対象者

- 令和4年度以降に、旧定期接種ワクチン「ニューモバックス NP」を接種し、その際に費用助成を受けた方は、令和9年度に限って再度費用女性が受けられます。

※前回の接種から5年を経過していない場合でも、経過措置の対象となります。



☆予防接種について

予防接種は、予防接種法で決められた「定期接種」と、法律の規定によらない「任意接種」に分けられます。「定期接種」は費用の助成があり、「任意接種」は原則として全額自費となりますが、市町村が独自に費用助成を行うことがあります。

带状疱疹ワクチン及び肺炎球菌ワクチンは「定期接種」に位置付けられ、65歳の方は接種費用の助成を受けられますが、それ以外の方でも町独自に「任意接種」の助成を行っていました。上記の記事は、その取り扱いをそれぞれ変更、廃止するものです。